

374100

輸入食品の監視

厚生労働省東京検疫所
森田 邦雄

我が国の食料需給

年度	S40	60	H 2	10	11	12	13
米	95	107	100	95	95	95	95
小麦	28	14	15	9	9	11	11
大麦・はだか麦	73	15	13	5	7	8	8
いも類	100	96	93	85	83	83	84
豆類	25	8	8	5	6	7	7
野菜	100	95	91	84	83	82	82
果実	90	77	63	49	49	44	44
肉類(鯨肉を除く)	90	81	70	55	54	52	53
鶏卵	100	98	98	96	96	95	96
牛乳・乳製品	86	85	78	71	70	68	68
魚介類	100	93	79	57	56	53	49
海藻類	88	74	72	63	61	63	63
砂糖類	31	33	32	32	31	29	32
きのこ類	115	102	92	76	76	74	75
穀物(食用十穀料用)自給率	62	31	30	27	27	28	28
主食用穀物自給率	80	69	67	59	59	60	60
供給熱量総合食料自給率	73	53	48	40	40	40	40
金額ベースの総合食料自給率	86	82	75	70	72	71	70
飼料自給率	55	27	26	25	24	26	25

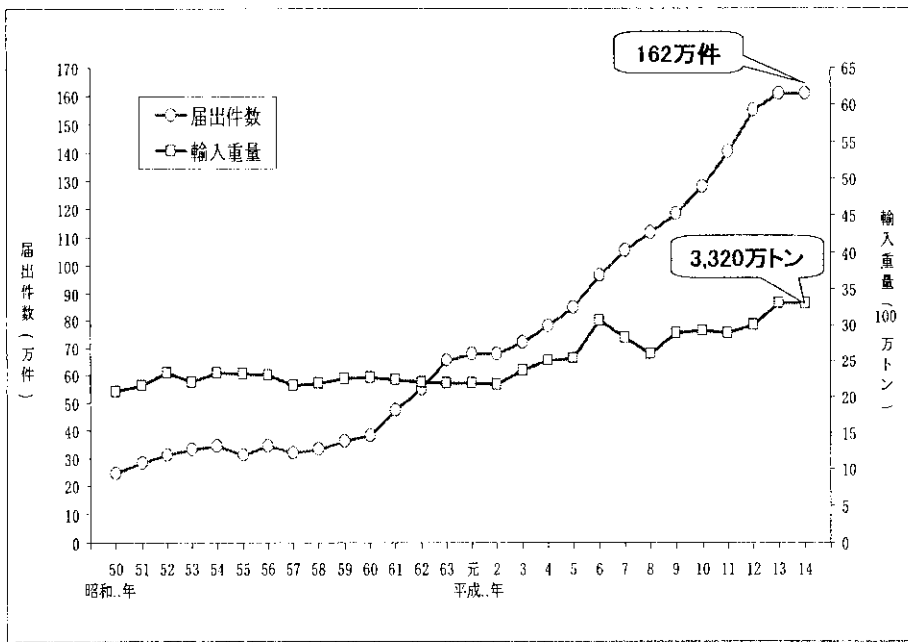
農林水産省統計に基づき作成

畜産物の自給率(平成13年推計)

	国内生産 (速報値)	輸入 (速報値)	自給率	
			重量ベース	カロリーベース (飼料自給率)
乳・乳製品 (生乳ベース)	千t 8,312	千t 3,896	68%	29% (43%)
牛肉 (部分肉ベース)	329	608	35%	9% (27%)
豚肉 (部分肉ベース)	864	706	55%	6% (10%)
鶏卵	2,553	114	96%	10% (10%)
鶏肉	1,196	556	68%	7% (11%)

農林水産省統計に基づき作成

輸入届出件数・重量推移



輸入食品に対する消費者の意識

食の安全性に関する意識調査
(食品安全委員会)

昭和15年9月
食品安全モニター 455名

食品の安全性の観点から、より不安を感じているもの

農薬	67.7%
輸入食品	66.4%
添加物	64.4%
汚染物質	60.7%
遺伝子組換え食品	49.0%
いわゆる健康食品	48.6%
微生物	46.8%

平成14年度 国民生活モニター調査

昭和14年5月26日～6月7日
全国2,250名の国民生活モニター

1. 食品を選択する際に選ぶ基準

生鮮食品

(1) 新鮮さ・新しさ90.9%
(2) 安全性37.7%
(3) 価格35.2%
(4) 品質19.6%
(5) おいしさ12.2%

加工食品

(1) 安全性71.3%
(2) 品質48.0%
(3) 価格29.8%
(4) おいしさ26.2%
(5) 新鮮さ・新しさ15.0%

平成14年度 国民生活モニター調査

2. 食品を選ぶ際、重要と考える表示項目

- (1) 日付(消費期限・品質保持期限等).....96,0%
- (2) 原産国73,7%
- (3) 添加物を含むかどうか.....69,6%
- (4) 原材料名68,7%
- (5) 遺伝子組換え食品であるかどうか.....62,9%
- (6) 農薬や抗生物質を使っているかどうか.....51,7%

平成14年度 国民生活モニター調査

3. 国産品と輸入品の選択

	(生鮮食品)	(加工食品)	
多くの場合、国産品.....	61,5%	43,2%	} 84,2%
どちらかという、国産品.....	29,0%	41,0%	
特にこだわらない.....	9,1%	15,3%	
どちらかという、輸入品.....	0,4%	0,4%	
多くの場合、輸入品.....	0,0%	0,1%	

4. 価格による国産品と輸入品の選択

	(生鮮食品)	(加工食品)
価格により選択を変えない.....	50,1%	45,2%

読売新聞の調査

平成14年8月24、25日
全国の有権者3,000人

1. 国内産のコメ、野菜、肉などに対する印象

- (1) おいしい・・・57.5% (2) 安全性が高い・・・41.6% (3) 値段が高い・・・41.4%
(4) 新鮮だ・・・39.5% (5) 安全性が低い・・・16.8%

2. 外国から輸入されたコメ、野菜、肉などに対する印象

- (1) 安全性が低い・・・69.6% (2) 値段が安い・・・54.0% (3) おいしくない・・・23.8%
(4) 新鮮でない・・・21.3% ※ 安全性が高い・・・2.0%

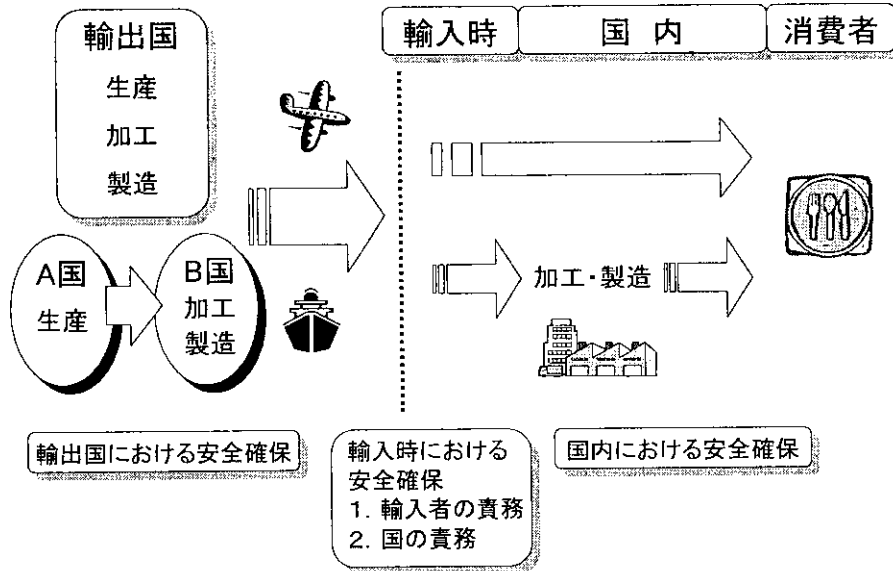
食の安全、安心に関する消費者意識と行動の変化

セゾン総合研究所 2002年7月上旬調査
対象 首都圏在住 20～60代社会人男女 1200人

現在の信頼の程度(%)

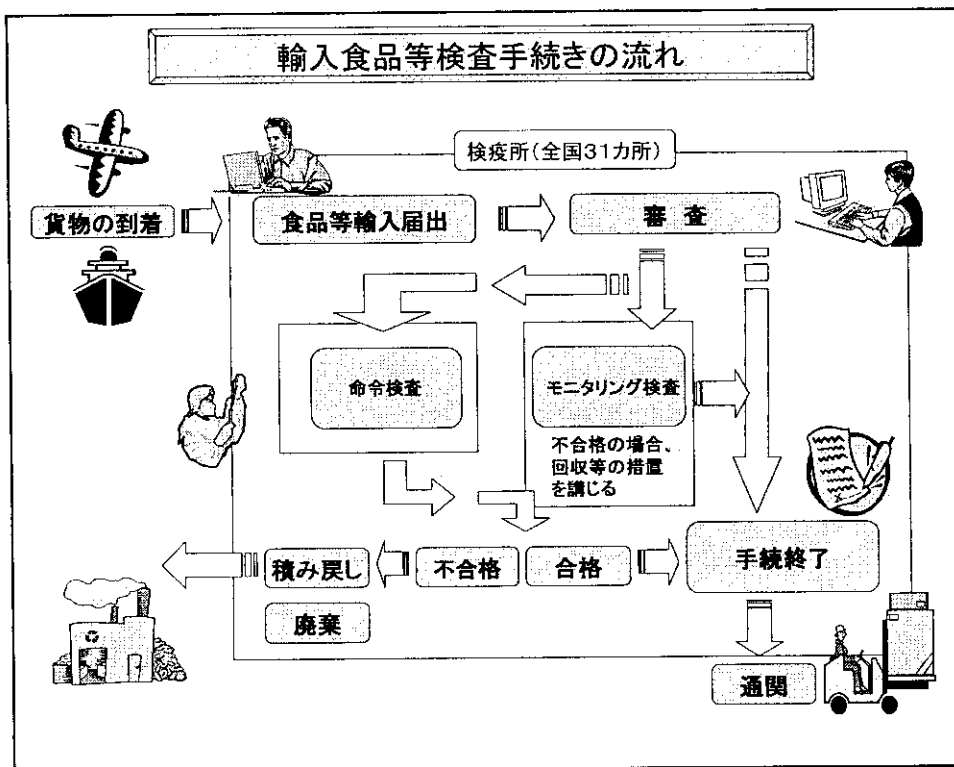
	信頼している どちらかといえば 信頼している	以前は信頼して いたが今は信頼 していない	もともと信頼 していない
国内生産者	62.6	23.8	7.8
生協	57.3	22.9	6.2
大手スーパー百貨店	47.5	35.5	10.0
農協	42.0	37.2	11.9
大手国内メーカー	33.0	55.7	7.1
大手外食企業	24.9	33.2	27.0
行政	16.0	36.0	39.4
食品輸入業者	11.9	35.5	38.6
海外生産者	10.8	23.2	43.9

輸入食品の流れと安全確保



輸入食品等検査手続き

- ① 営業上使用しようとして輸入される食品等は、全て検疫所に届け出なければならない
- ② 届出された場合、食品衛生監視員が書類を審査し、試験検査成績書の提出を求めるもの、食品衛生監視員が倉庫に出向き、現物を検査し試験検査のためのサンプルを採取し国が検査するもの、書類審査で輸入を認めるものなどに分類
- ③ 書類審査、現物の確認、試験検査の成績などにより、食品衛生法に適合していることが確認できたものが、始めて輸入を認められる



輸入食品等の検査制度

命令検査

輸出国の事情、食品の特性、同種食品の不適合事例から、食品衛生法不適合の可能性が高いと判断される食品等について、厚生労働大臣の命令により、輸入者自らが費用を負担し、厚生労働大臣又は指定検査機関により実施される検査をいう。

輸入にあたって届出された食品等が命令検査対象食品等に該当する場合には、輸入者に必要な検査の命令を行い、検査の結果、食品衛生法に適合していると判断されるまで、当該品目を日本国内に輸入することはできない。

輸入食品等の検査制度

モニタリング検査

食品の種類毎に、輸入量、輸入件数、違反率、衛生上の問題が生じた場合の危害度等を勘案した年間計画に基づく検査をいう。

これは、輸入食品等について幅広く監視(モニター)し、違反が発見された場合には検査を強化するなど、必要に応じた輸入時の検査体制を構築することを目的とした制度であり、命令検査制度とあわせ、輸入食品の安全性を確保する上で重要な対策である。

モニタリング検査数

平成14年度 5万2千件 → 平成15年度 7万3千件

食品等輸入届出・検査・違反状況

年次	区分	届出件数	輸入重量	検査総数*1	割合 (届出件数に対する割合)	検査内訳			違反件数
						行政検査	指定検査*2 機関検査	外国公的 検査機関	
		件	千トン	件		件	件	件	件
昭和40年		94,986	12,765	—		5,574	—	—	679
昭和50年		246,507	20,775	—		21,461	—	—	1,634
昭和60年		384,728	22,665	39,817	10.3	14,892	26,054	1,904	308
平成元年		682,182	21,866	123,294	18.1	23,613	70,033	38,974	956
10		1,276,994	29,150	104,918	8.2	48,439	55,911 (34,677)	6,553	881
11		1,404,110	28,928	108,515	7.7	49,289	62,276 (37,013)	4,111	948
12		1,550,925	30,034	112,281	7.2	52,244	63,789 (37,484)	3,796	1,037
13		1,607,011	32,508	109,733	6.8	45,353	66,620 (40,138)	4,861	992
14		1,618,880	33,202	136,087	8.4	63,689	78,327 (47,333)	6,379	972

*1 行政検査、指定検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

*2 ()内の数値については、指定検査機関検査のうちの命令検査の件数

主な食品衛生法違反事例(平成14年)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第4条	103	10.0	ハトムギ、とうがらしのアフラトキシン等有毒有害物質の付着、有毒魚の混入、米の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビ発生等
第5条	5	0.5	食肉製品の衛生証明書無添付又は不備
第6条	152	14.7	サイクラミン酸、ポリソルベート、パラオキシ安息香酸メチル、TBHQ、アゾルビン、酢酸トコフェノール、キノリンイエロー、ソルビン酸カルシウム、ヨウ素酸カリウム、塩化メチレン、ケイ酸カルシウム、酒石酸カリウムナトリウム、ステアリン酸マグネシウム、ハイドロキシプロピルメチルセルロース等の指定外添加物を使用したもの
第7条	723	69.9	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残存基準違反) 水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の残存) 添加物の使用基準違反 対象外食品に対する使用…安息香酸 過量残存…乾燥食品の酸化イオウ等
第10条	51	4.9	器具、容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
第29条	1	0.1	乳幼児が接触するおもちゃより指定外着色料の溶出等
計	1,035(延数) 972(実数)		

食品衛生法等及び健康増進法の一部改正

(平成15年5月30日公布、平成15年法律第55号及び第56号)

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
⇒ 食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

- ①国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見聴取(リスクコミュニケーション)

規格・基準の見直し

- 農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- 安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
- 特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置
- 健康増進法による健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

- 監視・検査体制の整備
 - ・命令検査の対象食品等の政令指定の廃止
 - ・監視指導指針及び輸入食品監視指導計画の策定・公表
 - ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表
 - ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁絶止処分規定の創設
 - ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
 - ・民間の検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施
- 営業者による食品の安全性確保への取組みの推進
 - ・総合衛生管理製造過程(ハシップ)承認への更新制導入
 - ・食品衛生管理者の責務の追加等

関連して、「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行った。

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

- 大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等
- 保健所長による調査及び報告

罰則強化

- ・表示義務違反等、法人に対する罰金の額の引上げ

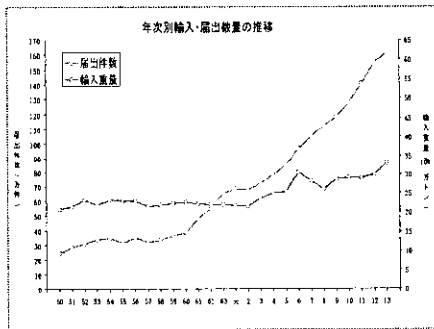
等

輸入食品の監視体制の強化

①～③平成15年8月29日施行
④⑤公布後9か月以内施行

輸入時検査を取り巻く環境

- ・食品の輸入件数の増加
- ・中国産冷凍ほうれんそう等、規格・基準に違反する輸入食品等の相次ぐ発生



食品衛生法の改正内容

①命令検査の対象食品等の政令指定の廃止

命令検査の対象食品等について、違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるよう、政令指定要件を廃止する。(第26条第1項から第3項関係)

②輸入食品監視指導計画の策定・公表

輸入食品の検査等の監視指導に関する計画を、国民の意見を聴いた上で策定・公表し、当該計画に従い、監視指導を行う。(第23条、第30条関係)

③厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設

営業者に対する営業禁停止処分については、現在、都道府県知事等に限られているが、食品等の輸入業者に限り、厚生労働大臣も営業の禁停止処分を実施することができることとする。(第55条第2項関係)

④指定検査機関の登録制への移行

現在、公益法人に限定されている命令検査の実施機関について、民間の検査機関の参入を可能とする。(第31条から第47条関係)

⑤モニタリング検査のアウトソーシング

モニタリング検査の試験事務を登録検査機関に委託できることとする。(第28条第4項関係)

監視指導指針及び監視指導計画について

(第22条から第24条関係) 平成15年8月29日施行
(計画に基づき実施は16年4月から)

食品衛生監視指導指針(国が作成)

- ア 国、都道府県等の監視指導に関する役割などの基本的な方向
- イ 違反状況、危険情報等を踏まえた重点的に監視指導すべき項目などの監視指導の基本的事項
- ウ 検査設備など監視指導の実施体制に関する基本的事項
- エ その他、結果公表、調査研究等監視指導の実施に関する重要事項

輸入食品監視指導計画(国が作成)

- ア 輸出国の食品衛生規制、食品衛生上の問題の発生状況、過去の違反状況等を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等による輸入業者等に対する自主衛生管理の推進
- ウ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

都道府県等食品衛生監視指導計画(都道府県等が作成)

- ア その地域の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等により、営業者等に対するHACCPの概念の普及啓発、大量調理施設マニュアルに基づいた自主衛生管理の推進
- ウ 食中毒事件が発生した場合の隣接自治体との連絡調整及び国立試験検査機関における検査に必要な連絡調整に係る事項
- エ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

計画の実施の状況の公表

包括的な輸入・販売禁止制度

(平成14年法律第104号[議員立法]、平成14年9月7日施行)

一部の輸入食品について違反が相次いで発見されたことから、検査の結果違反が見つからなければ輸入・販売を禁止できないそれまでの仕組みに加え、厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止できる仕組みを導入。

検討開始

以下のいずれかの場合、検討開始

違反食品が相当数発見(※)

輸入食品については、検査命令開始後、直近60件の違反率5%以上の場合

又は

健康被害の発生(※)

又は

食品を汚染する恐れがある事態が発生
(原子力発電所事故による大規模な放射能汚染等)

※ 国産食品については、原因不明等により、他の規定による措置を講ずることができない場合に限る。

生産地・製造地等における食品衛生上の
管理状況の調査・検討

人の健康を損なうおそれの程度等
を総合的に勘案

食品衛生上の危害の発生を防止するため
特に必要があると認められる場合

関係行政機関の長の協議

業事・食品衛生審議会の意見

輸入・販売を禁止

食品等事業者の責務

(第3条関係) 平成15年8月29日施行

1. 通常時の措置

- ・知識及び技術の習得
 - ・原材料の安全性の確保
 - ・自主検査の実施
- 等に努める。

2. 記録の作成・保存

必要な限度において、仕入元の名称等の記録の作成・保存に努める。

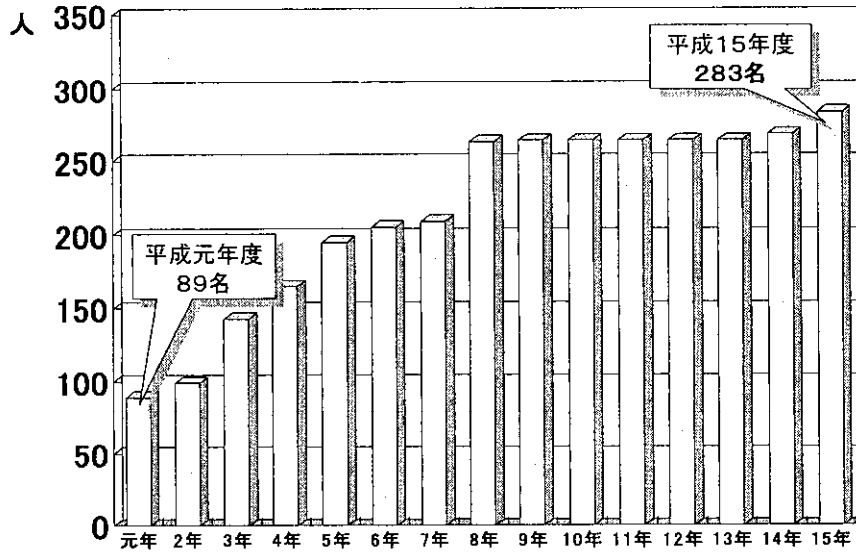
⇒ 食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用

3. 危害発生時の措置

- ・2の記録の国・自治体への提供
 - ・廃棄等の措置
- を適確・迅速に講ずるよう努める。

※食品等事業者: 食品の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。

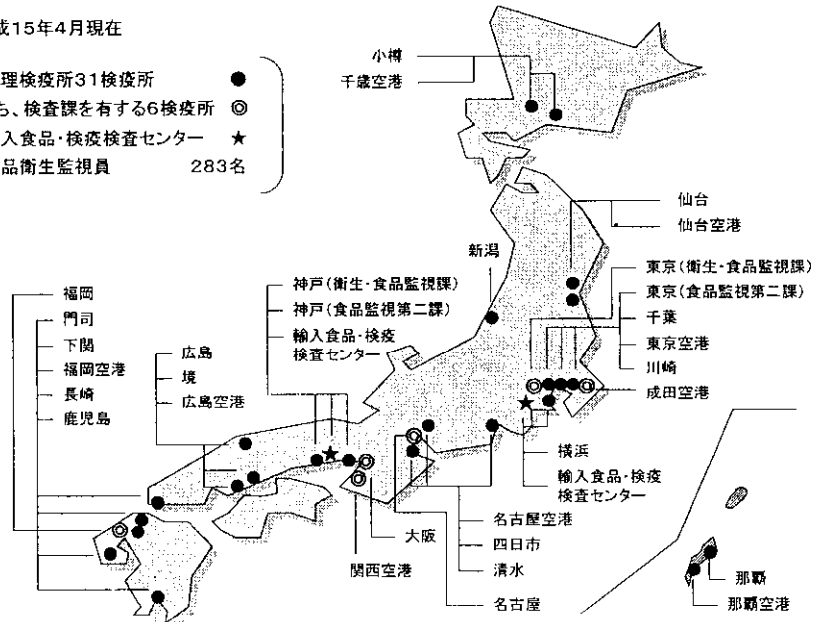
検疫所の食品衛生監視員年度推移



厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧

平成15年4月現在

- 受理検疫所31検疫所
- ◎ うち、検査課を有する6検疫所
- ★ 輸入食品・検査検査センター
- 食品衛生監視員 283名



輸入食品の安全性の確保のために行政に期待すること

食の安全性に関する意識調査
(食品安全委員会)

昭和15年9月
食品安全モニター 455名

